参考様式第５－２号

# 地域計画

| | |
|---|---|
| 策定年月日 | 令和7年3月31日 |
| 更新年月日 | 令和8年3月13日<br>（第2回） |
| 目標年度 | 令和16年度 |
| 市町村名<br>（市町村コード） | 新潟市<br>（151009） |
| 地域名<br>（地域内農業集落名） | 西蒲区<br>（伏部、仁箇、安尻、東汰上、山島、西汰上、見帯、西中、羽黒、道上、打越、福島、桑山、西長島、河間、三ツ門、金池、石瀬、岩室、樋曽、栄、橋本、久保田、猿ケ瀬、南谷内、北野、夏井、潟上、白鳥、横曽根、西船越、新谷、油島、高畑、高橋、富岡、津雲田、原、和納、真田、中島、下山、川崎、平野、鱸、槙島、矢島、押付、天竺堂、松崎、旗屋、六分、善光寺、新川、升潟、新田、大潟、浦村、大関、升岡、川西、与兵衛野、堀上、貝柄、三角野、井随、島方、三方、横戸、遠藤、卯八郎受、五之上、大原１、大原２、番屋、茨島、称名、今井、国見・南、大曽根、潟浦新、長場、高野宮上組、高野宮中組、高野宮下組、高野宮西組、六分、東門田、西門田、東船越、針ケ曽根、姥島、真木、上町、下町、堀山、赤鏥、中郷屋、葉萱場、割前、羽田、潟頭、桜林、栄町、並岡、馬堀、河井、柿島、漆山、巻東町、竹野町、前田、布目、稲島、松郷屋、平沢、福井、峰岡、舟戸、上木島、下木島、鷲ノ木、松山、松野尾、新月、巻大原、角田浜、越前浜、下和納） |

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## １　地域における農業の将来の在り方

### （１）　地域計画の区域の状況

| | |
|---|---|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | 9,639.2 ha |
| ①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | 8,681.2 ha |
| ②　田の面積 | 7,994.8 ha |
| ③　畑の面積（果樹、茶等を含む） | 686.4 ha |
| ④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | 390.1 ha |
| ⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 0.0 ha |
| （参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計 | ha |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | ha |
| （備考） | |

注１：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
２：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
３：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
４：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
５：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
６：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### （２）　地域農業の現状及び課題

・西蒲区の基幹産業は農業で、稲作や果樹の「越王おけさ柿」、いちじくの「越の雫」さらに、桃、梨、葡萄などの生産が盛んである。また、砂丘地帯を中心にした地域では多様な園芸作物の生産も盛んである。
・農業従事者の高齢化に伴い、離農者も多い状況にある。また引き受け手である中心経営体だけでは、労働力不足・機械設備などの老朽化や能力不足により、今以上の農地を引き受けられない状態である。担い手はいるが十分と言えない。

### （３）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市にふさわしい広大な優良農地などを活かし、高品質で多様な西蒲ブランドの生産物の供給拠点を目指す。
・力強い農業生産基盤などの整備・保全とともに、生産から加工・販売までをてがける6次産業化の推進や農業者と消費者の交流を深める農業体験を推進し、農業の魅力を伝え、将来の担い手の確保に努める。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

| | | | |
|---|---|---|---|
| （1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 | | | |
| 農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を図る。耕作者同士での話し合いを進め、担い手の農作業に支障がない範囲で農地の連坦化を推進する。 | | | |
| （2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 | | | |
| 現状の集積率 | 74.6　　% | 将来の目標とする集積率 | 85.0　　% |
| （3）農用地の集団化（集約化）に関する目標 | | | |
| 地域の担い手同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図り、生産コスト縮減を目指す。 | | | |

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

| |
|---|
| （1）農用地の集積、集団化の取組 |
| 伏部集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。 |
| 仁箇集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者、農地所有適格法人を中心として担っていく。 |
| 安尻集落の水田利用は、担い手の集積意向を基に集落で畔抜きを行い、集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。 |
| 東汰上集落では、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。 |
| 山島集落は全農地を15年以上農地中間管理機構に預け入れ、担い手に集積し、平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組み、事業完了後は農地の大区画化・汎用化を契機に、地区内全域を対象とした法人を設立し、省力化、低コスト化により農業競争力の強化を図る。 |
| 西汰上集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行い、認定農業者を中心として集積・集約化し対応していく。 |
| 見帯集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行い、認定農業者を中心として集積・集約化し対応していく。 |
| 西中集落は、集落の中心経営体である認定農業者11経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。 |
| 羽黒集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として担っていく。 |
| 道上集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者を中心として担っていく。 |
| 打越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。 |
| 福島集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体であった集落営農組織を農地所有適格法人化し、この法人を中心として担っていく。 |
| 桑山集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業者で担っていく。 |
| 西長島集落は、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業者で担っていく。 |
| 升潟集落は、集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として農業者で担っていく。 |
| 河間集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。 |
| 三ツ門集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として地区内の農業者で担っていく。 |
| 長場・高野宮上組・高野宮中組・高野宮下組・高野宮西組・西門田・六分・東門田・東船越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人を中心として担っていく。 |
| 巻東町集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人が中心として担っていく。 |
| 馬堀集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。 |

| |
|---|
| 河井集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。 |
| 針ヶ曽根集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人が中心となって担っていく。 |
| 大原1・大原2集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。 |
| 金池・石瀬・岩室・猿ケ瀬・北野・夏井・高橋・原・和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 |
| 白鳥集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。 |
| 樋曽集落は、農地中間管理機構を活用した集積・集約を契機に集落の中心経営体である認定農業者と農地所有適格法人が中心となって担っていく。 |
| 栄・橋本・久保田・南谷内・潟上・横曽根・西船越・新谷・油島・高畑・富岡・津雲田集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。 |
| 真田・下山・川崎・槙島・押付・松崎・旗屋・六分・新川・新田・大潟・浦村・升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 |
| 平野集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。 |
| 中島・鱸・矢島・天竺堂・善光寺・大関集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。 |
| 井随・三方・横戸・番屋・茨島集落は、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。 |
| 称名・今井・国見南・大曽根・南集落は、主要な農地所有適格法人と既存の経営体も含め地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 |
| 島方・遠藤・卯八郎受・五之上集落は、一部農地中間管理機構を通じて集積済みであるが、ほ場整備による団地化・汎用化を目指し、集落の中心経営体である認定農業者を中心として地区内の農業を担っていく。 |
| 潟浦新・姥島・真木集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 |
| 巻上町・巻下町・堀山・赤鏥・羽田・潟頭・栄町・柿島・漆山・竹野町・前田・布目・稲島・松郷屋・平沢・下木島・松山・越前浜・下和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。 |
| 中郷屋・葉萱場・割前・桜林・並岡・福井・峰岡・舟戸・上木島・鷲ノ木・松野尾・新月・巻大原・角田浜集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。 |
| （2）農地中間管理機構の活用方法 |
| 全区域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。<br>中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合に、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 |
| （3）基盤整備事業への取組 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。 |
| （4）多様な経営体の確保・育成の取組 |
| 新規就農者支援：認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。<br>法人化支援：既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化の支援、既存法人同士の連携に取り組む。 |

| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください) | | | | | | | | | | |
| ☑ | ①鳥獣被害防止対策 | □ | ②有機・減農薬・減肥料 | □ | ③スマート農業 | □ | ④畑地化・輸出等 | □ | ⑤果樹等 | |
| □ | ⑥燃料・資源作物等 | □ | ⑦保全・管理等 | ☑ | ⑧農業用施設 | □ | ⑨耕畜連携等 | ☑ | ⑩その他 | |
| 【選択した上記の取組内容】<br>①農業被害に対応するため捕獲器具の購入や罠猟免許取得等対策を行う。また、各猟友会への協力依頼を行う。<br>⑧施設整備への支援:担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した、農業用機械購入・施設整備の支援に取り組む。<br>⑩新規・特産化作物の導入方針:米、麦等の土地利用型作物以外に、基盤整備地区を中心に収益性の高いたまねぎやえだまめ、いちじくなどの園芸作物の生産に取り組む。 | | | | | | | | | | |

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

| 属性 | 農業を担う者<br>(氏名・名称) | 現状 | | | 10年後<br>(目標年度:令和　　年度) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 目標地図上の表示 | 備考 |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | | | | ha | | | |
| | | | | | | ha | | | |
| | | | | | | ha | | | |
| | | | | | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| | | | ha | ha | | ha | | | |
| 計 | 0経営体 | | 0 ha | 0 ha | | 0 ha | 0 | | |

別　紙　参　照

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

| 番号 | 事業体名<br>(氏名・名称) | 作業内容 | 対象品目 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 目標地図(別添のとおり)